

【資料2】

令和5年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（案） 【令和4年度との対比表】

令和5年度	令和4年度	備 考
<p>1 趣 旨 北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和5年度公共事業再評価に関する実施方針を定める。</p>	<p>1 趣 旨 北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和4年度公共事業再評価に関する実施方針を定める。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>2 基本的な考え方 (1) 令和5年度政策評価基本方針第2の1(4)及び(5)の規定により、公共事業再評価を実施する。 (2) 評価の実施に当たっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証を行うものとする。</p>	<p>2 基本的な考え方 (1) 令和4年度政策評価基本方針第2の1(5)の規定により、公共事業再評価を実施する。 (2) 評価の実施に当たっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証を行うものとする。</p>	<p>・年度の更新 ・実施体制の追記</p>
<p>3 評価の対象 道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）のうち、維持管理及び災害復旧等に係る事業を除いた次の(1)から(6)のいずれかに該当する施工地区</p> <p>(1) 事業採択後5年が経過した時点で未着手（建設部所管公共事業にあっては未着工と読み替える。）の地区 (2) 事業採択後5年が経過した時点で継続中の地区（ただし、当該年度前に再評価を実施した場合を除く。） (3) 道路事業、街路事業、ダム事業のうち、事業採択前の準備・計画段階において、着工準備費又は実施計画調査費が初めて予算化されてから5年が経過している地区 (4) 再評価実施後5年が経過した時点で継続中の地区 (5) 直近の公共事業評価（今回が初めての公共事業評価の場合は事業採択時）における事業費から10億円以上の増額地区 (6) 社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた地区 (7) 次のいずれかに該当する場合は上記(1)～(6)の規定にかかわらず、評価の対象としない。 ア 既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価対象年度の翌年度までに完了する見込みの地区 イ 事業費の進捗率がおおむね90%以上又は主要工事が完了している地区等のうち、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）において特に再評価を必要としないと認められた地区</p>	<p>3 評価の対象 道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）のうち、維持管理及び災害復旧等に係る事業を除いた次の(1)から(6)のいずれかに該当する施工地区</p> <p>(1) 事業採択後5年が経過した時点で未着手（建設部所管公共事業にあっては未着工と読み替える。）の地区 (2) 事業採択後5年が経過した時点で継続中の地区（ただし、当該年度前に再評価を実施した場合を除く。） (3) 道路事業、街路事業、ダム事業のうち、事業採択前の準備・計画段階において、着工準備費又は実施計画調査費が初めて予算化されてから5年が経過している地区 (4) 再評価実施後5年が経過した時点で継続中の地区 (5) 直近の公共事業評価（今回が初めての公共事業評価の場合は事業採択時）における事業費から10億円以上の増額地区 (6) 社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた地区 (7) 次のいずれかに該当する場合は上記(1)～(6)の規定にかかわらず、評価の対象としない。 ア 既に用地買収や家屋移転補償が完了するなど阻害要因がなく、評価対象年度の翌年度までに完了する見込みの地区 イ 事業費の進捗率がおおむね90%以上又は主要工事が完了している地区等のうち、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）において特に再評価を必要としないと認められた地区</p>	
<p>4 評価の単位 国の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。</p>	<p>4 評価の単位 国の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。</p>	
<p>5 評価の視点 (1) 事業の進捗状況（事業は順調に進捗しているか） (2) 事業の実施に伴う経済効果等（事業の経済効果等はあるのか） (3) 事業コスト縮減の取組（事業コスト縮減の取組は十分か） (4) 事業の必要性（当初予定した事業の必要性に変化はないのか） (5) 事業を推進する上での課題（環境上の配慮や地域の意向など事業推進上の課題はないか） (6) 事業の達成見込み（事業達成は見込まれるのか）</p>	<p>5 評価の視点 (1) 事業の進捗状況（事業は順調に進捗しているか） (2) 事業の実施に伴う経済効果等（事業の経済効果等はあるのか） (3) 事業コスト縮減の取組（事業コスト縮減の取組は十分か） (4) 事業の必要性（当初予定した事業の必要性に変化はないのか） (5) 事業を推進する上での課題（北海道総合計画での位置付けや環境上の配慮など事業推進上の課題はないか） (6) 事業の達成見込み（事業達成は見込まれるのか）</p>	<p>・主に想定される課題へ修正</p>

令和5年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（案） 【令和4年度との対比表】

令和5年度	令和4年度	備 考
<p>6 評価の時点 評価の時点は中間評価とし、令和5年8月1日現在での進捗状況で評価を実施する。 ただし、上記3(6)に該当するものについては、別に定める。</p>	<p>6 評価の時点 評価の時点は中間評価とし、令和4年8月1日現在での進捗状況で評価を実施する。 ただし、上記3(6)に該当するものについては、別に定める。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>7 評価の実施方法 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、一次政策評価の実施後、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。</p> <p>(1) 公共事業再評価地区一覧表 (2) 公共事業再評価総括表 (3) 公共事業再評価調書</p>	<p>7 評価の実施方法 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。</p> <p>(1) 公共事業再評価地区一覧表 (2) 公共事業再評価総括表 (3) 公共事業再評価調書</p>	<p>・一次政策評価の実施を追記</p>
<p>8 報告事項 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の一覧表等を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。</p> <p>(1) 上記3(5)に該当する地区 事業費10億円以上増額地区一覧表及び公共事業再評価地区一覧表 (2) 上記3(7)アに該当する地区 翌年度完了見込み地区一覧表 (3) 上記3(7)イに該当する地区 高進捗率・主要工事完了地区一覧表及び公共事業再評価地区一覧表 なお、再評価を必要としないと認められた地区は、公共事業再評価地区一覧表から削除するものとする。 (4) 事業の進捗等についてフォローアップが必要と認められた過年度再評価対象地区の実施状況が分かる資料 (5) 上記(2)のうち事業期間が延伸となる見込みの地区、あるいは上記(3)による報告で再評価の対象外となったものの計画に変更が生じた地区 公共事業再評価調書、並びに上記(2)又は(3)の報告後における事業期間又は事業計画の変更内容や変更理由等が分かる資料</p>	<p>8 報告事項 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の一覧表等を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。</p> <p>(1) 上記3(5)に該当する地区 事業費10億円以上増額地区一覧表及び公共事業再評価地区一覧表 (2) 上記3(7)アのうち評価対象年度の翌年度に完了する見込みの地区 翌年度完了見込み地区一覧表 (3) 上記3(7)イに該当する地区 高進捗率・主要工事完了地区一覧表及び公共事業再評価地区一覧表 なお、再評価を必要としないと認められた地区は、公共事業再評価地区一覧表から削除するものとする。 (4) 事業の進捗等についてフォローアップが必要と認められた過年度再評価対象地区の実施状況 (5) 上記(2)のうち事業期間が延伸となる見込みの地区、あるいは上記(3)による報告で再評価の対象外となったものの計画に変更が生じた地区 公共事業再評価調書、並びに上記(2)又は(3)の報告後における事業期間又は事業計画の変更内容や変更理由等が分かる資料</p>	<p>・文言の修正 ・文言の修正</p>
<p>9 意見反映 各部局は、評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において専門委員会委員の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。</p>	<p>9 意見反映 各部局は、評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において専門委員会委員の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。</p>	
<p>10 総合的な評価 多目的ダム事業等、複数の事業主体によって行われる公共事業の評価に際しては、それぞれの事業主体が設置する公共事業評価専門委員会等において、それぞれの事業内容や評価内容を相互に説明するなど、一体的・総合的な評価が行われるよう努めるものとする。</p>	<p>10 総合的な評価 多目的ダム事業等、複数の事業主体によって行われる公共事業の評価に際しては、それぞれの事業主体が設置する公共事業評価専門委員会等において、それぞれの事業内容や評価内容を相互に説明するなど、一体的・総合的な評価が行われるよう努めるものとする。</p>	

令和5年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（案）

【令和4年度との対比表】

令和5年度	令和4年度	備 考
<p>11 留意事項</p> <p>(1) 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。</p> <p>(2) 一次政策評価の実施後において、内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部計画局計画推進課と協議すること。</p>	<p>11 留意事項</p> <p>(1) 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。</p> <p>(2) 一次政策評価の実施後において、内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部計画局計画推進課と協議すること。</p>	
<p>12 その他</p> <p>その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>12 その他</p> <p>その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	

令和5年度公共事業再評価における二次政策評価の実施方針（案） 【令和4年度との対比表】

令和5年度	令和4年度	備 考
<p>1 趣 旨 道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、令和5年度公共事業再評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>1 趣 旨 道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、令和4年度公共事業再評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>2 評価の対象 評価の対象は、各部局が令和5年度公共事業再評価における一次政策評価を実施した施工地区とする。</p>	<p>2 評価の対象 評価の対象は、各部局が再評価を行った公共事業実施地区とする。</p>	<p>・一次政策評価の実施を追記</p>
<p>3 評価の方法 (1) 評価の視点 令和5年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（以下「一次評価実施方針」という。）の「5 評価の視点」の他、二次政策評価等検討チームで定める事項。 (2) 評価方法の決定 一次評価実施方針の「7 評価の実施方法」の公共事業再評価地区一覧表及び「8 報告事項」の事業費10億円以上増額地区一覧表を基に、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の助言を得て、次の区分により評価対象地区の評価方法を決定する。 ア 個別評価 原則として一次評価実施方針3(5)に該当する地区を対象とし、一次評価実施方針の「7 評価の実施方法」の公共事業再評価総括表及び公共事業再評価調書により評価 イ 一覧表評価 原則として上記ア以外に該当する地区を対象とし、公共事業再評価総括表により評価 (3) 実施方法 ア 個別評価地区 公共事業再評価総括表及び公共事業再評価調書を基に、上記(1)の評価の視点により、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。 イ 一覧表評価地区 公共事業再評価総括表を基に、一次政策評価結果を踏まえ、二次政策評価等検討チームによる点検・検証を行う。 ウ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。</p>	<p>3 評価の方法 (1) 評価の視点 令和4年度公共事業再評価における一次政策評価の実施方針（以下「一次評価実施方針」という。）の「5 評価の視点」の他、二次政策評価等検討チームで定める事項。 (2) 評価方法の決定 一次評価実施方針の「7 評価の実施方法」の公共事業再評価地区一覧表及び「8 報告事項」の事業費10億円以上増額地区一覧表を基に、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の助言を得て、次の区分により評価対象地区の評価方法を決定する。 ア 個別評価 原則として一次評価実施方針3(5)に該当する地区を対象とし、一次評価実施方針の「7 評価の実施方法」の公共事業再評価総括表及び公共事業再評価調書により評価 イ 一覧表評価 原則として上記ア以外に該当する地区を対象とし、公共事業再評価総括表により評価 (3) 実施方法 ア 個別評価地区 公共事業再評価総括表及び公共事業再評価調書を基に、上記(1)の評価の視点により、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。 イ 一覧表評価地区 公共事業再評価総括表を基に、一次政策評価結果を踏まえ、二次政策評価等検討チームによる点検・検証を行う。 ウ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>4 意見反映 知事は、二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、専門委員会から意見を聴取するものとする。</p>	<p>4 意見反映 知事は、二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、専門委員会から意見を聴取するものとする。</p>	
<p>5 二次政策評価結果の決定 知事は、各部局が作成した様式3等により評価調書（別紙様式）を作成し、専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部局へ通知する。</p>	<p>5 二次政策評価結果の決定 知事は、各部局が作成した様式3等により評価調書（別紙様式）を作成し、専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部局へ通知する。</p>	

令和5年度公共事業再評価における二次政策評価の実施方針（案） 【令和4年度との対比表】

令和5年度	令和4年度	備 考
<p>6 二次政策評価結果の反映 二次政策評価の対処方針が「継続」の場合には、各部局は二次政策評価の結果を踏まえ、事業の継続に当たり必要に応じて見直しを行うものとする。また、二次政策評価の対処方針が「継続」以外の場合には事業を中止するなど、予算要望を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。</p>	<p>6 二次政策評価結果の反映 二次政策評価の対処方針が「継続」の場合には、各部局は二次政策評価の結果を踏まえ、事業の継続に当たり必要に応じて見直しを行うものとする。また、二次政策評価の対処方針が「継続」以外の場合には事業を中止するなど、予算要望を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。</p>	
<p>7 その他 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>7 その他 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	

IV 事業の実施状況													
1. 進捗状況	(1) 事業実績及び今後の計画												
	施工(工種)区分	工事内容										進捗状況	事業費(百万円)
													○
													○
													○
													○
													○
	(2) 進捗状況												
	a: 概ね予定どおり実施している。 b: 事業計画・期間等を変更し実施する。 c: 問題が生じ、実施に支障をきたしている。												
2. 事業効果	経済効果の内訳(百万円)				費用の内訳(百万円)				備考				
	項目	R5 現在		項目	R5 現在								
	合計(B)	0		合計(C)	0								
B/C	前回算定年度 :												
R5 現在	前回算定時B/C :												
#DIV/O!	変更理由												
3. コスト縮減などの取組	取組の項目	取組内容							縮減額(百万円)				
V 評価													
1. 必要性													
		a: 事業の必要性に変化はなく予定どおり事業を推進する。 b: 着工後の状況変化により事業計画の変更が必要である。 c: 着工後の状況変化により事業推進の是非を判断する必要がある。											
2. 事業を推進する上での課題	(1) 環境上の配慮及び課題												
	(2) 事業推進に対する地域の意向												
	(3) その他の課題												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="color: red; margin: 0;">文言修正</p> <p style="margin: 0;">旧: 住民の動向</p> <p style="margin: 0;">新: 地域の意向</p> </div>													
3. 事業達成の見込み													
		a: 現時点では事業の進捗に影響する課題はなく、達成が見込まれる。 b: 課題はあるものの達成は可能である。 c: 大きな課題があり達成には相当の困難が予想される。											
4. 対処方針													
		a: 継続 b: 終了 c: 休止 d: 中止											
	事業期間変更の有無		事業内容変更の有無		総事業費変更の有無								

VI 備考

1. 評価履歴	【評価結果】
	【特記事項】
2. その他の取組事項	

補足資料

VII 事業計画変更

事業経過							経 過 年 数	事業費			
	再評価	事業採択	着手	評価年度	変更年度	完了予定		総事業費 (a)	当該年度 事業費	累計事業 費(b)	進捗率 (b)/(a)
事前評価 又は当初							0				
変更①											
変更②											
変更③											
変更④											
変更⑤											
変更⑥											
変更⑦											
変更⑧											
変更⑨											
変更⑩											
変更理由・内容											

令和5年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針（案） 【令和4年度との対比表】

令和5年度	令和4年度	備 考
<p>1 趣 旨 北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和5年度公共事業（大規模等）事前評価に関する実施方針を定める。</p>	<p>1 趣 旨 北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項の規定に基づき、知事部局が行う令和4年度公共事業（大規模等）事前評価に関する実施方針を定める。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>2 基本的な考え方 (1) 令和5年度政策評価基本方針第2の1(4)及び(5)の規定により、公共事業（大規模等）事前評価を実施する。 (2) 評価の実施に当たっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った新規採択事業・地区の点検・検証を行うものとする。</p>	<p>2 基本的な考え方 (1) 令和4年度政策評価基本方針第2の1(5)の規定により、公共事業（大規模等）事前評価を実施する。 (2) 評価の実施に当たっては、北海道の厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った新規採択事業・地区の点検・検証を行うものとする。</p>	<p>・年度の更新 ・実施体制の追記</p>
<p>3 評価の対象 道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）のうち、維持管理及び災害復旧等に係る事業を除いた次のいずれかに該当する施工地区 (1) 令和7年度に国による事業採択等を予定している施工地区のうち事業費が10億円以上の地区 (2) 令和8年度以降に国による事業採択等を予定している施工地区のうち、他の法令による手続以前に事前評価が必要と認められる地区で、かつ、事業費が10億円以上の地区 (3) 事業計画の変更（事業費や事業内容の変更等）など特別な理由により、事前評価の実施の必要が生じた、事業費が10億円以上の地区 (4) その他、各部局で必要と認める地区</p>	<p>3 評価の対象 道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）のうち、維持管理及び災害復旧等に係る事業を除いた次のいずれかに該当する施工地区 (1) 令和6年度に国による事業採択等を予定している施工地区のうち事業費が10億円以上の地区 (2) 令和7年度以降に国による事業採択等を予定している施工地区のうち、他の法令による手続以前に事前評価が必要と認められる地区で、かつ、事業費が10億円以上の地区 (3) 事業計画の変更（事業費や事業内容の変更等）など特別な理由により、事前評価の実施の必要が生じた、事業費が10億円以上の地区 (4) その他、各部局で必要と認める地区</p>	<p>・年度の更新 ・年度の更新</p>
<p>4 評価の単位 国の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。</p>	<p>4 評価の単位 国の通知等により事業種別ごとに示された単位とする。</p>	
<p>5 評価の視点 (1) 事業の必要性（社会経済情勢、地域課題・ニーズ、北海道総合計画との関連） (2) 事業内容等の適切性（公的関与・実施主体、事業採択・構造基準等の適切性） (3) 代替案の検討（事業手法や工法の比較検討の経緯・内容） (4) 緊急性・優先性（予定年度での採択の必要性、優先順位の設定） (5) 環境への影響・配慮（環境配慮の取組） (6) 事業の妥当性（根拠法令、道政課題・関連施策との整合性、関連手続、地域の意向、事業環境） (7) 事業効果（費用対効果等） (8) 事業特性による特記事項（事業に係るその他の必要な事項）</p>	<p>5 評価の視点 (1) 事業の必要性（社会経済情勢、地域課題・ニーズ、北海道総合計画との関連） (2) 事業内容等の適切性（公的関与・実施主体、事業採択・構造基準等の適切性） (3) 代替案の検討（事業手法や工法の比較検討の経緯・内容） (4) 緊急性・優先性（予定年度での採択の必要性、優先順位の設定） (5) 環境への影響・配慮（環境配慮の取組） (6) 事業の妥当性（根拠法令、道政課題・関連施策との整合性、関連手続、地域の意向・意向、事業環境） (7) 事業効果（費用対効果等） (8) 事業特性による特記事項（事業に係るその他の必要な事項）</p>	<p>・文言修正</p>
<p>6 評価の時点 評価の時点は事前評価とし、令和6年3月1日現在の事業計画で評価を実施する。ただし、これによりがたいものについては、別に定めることができる。</p>	<p>6 評価の時点 評価の時点は事前評価とし、令和5年3月1日現在の事業計画で評価を実施する。ただし、これによりがたいものについては、別に定めることができる。</p>	<p>・年度の更新</p>

令和5年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針（案） 【令和4年度との対比表】

令和5年度	令和4年度	備 考
<p>7 評価の実施方法 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、一次政策評価の実施後、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。</p> <p>(1) 公共事業（大規模等）事前評価地区一覧表 (2) 公共事業（大規模等）事前評価総括表 (3) 公共事業（大規模等）事前評価調書</p>	<p>7 評価の実施方法 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の調書等を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。</p> <p>(1) 公共事業（大規模等）事前評価地区一覧表 (2) 公共事業（大規模等）事前評価総括表 (3) 公共事業（大規模等）事前評価調書</p>	<p>・一次政策評価実施を追記</p>
<p>8 報告事項 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の一覧表を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。</p> <p>(1) 過年度事前評価対象地区 過年度事前評価対象地区の事業採択結果一覧表 (2) 上記(1)のうち事業費に1/2以上の増減（ただし、増は10億円未満に限る。） 又は10億円以上の減が生じた地区 事業費大幅変更地区一覧表</p>	<p>8 報告事項 各部局は、別に定めるマニュアルにより次の一覧表を作成し、別に定める期日までに総合政策部計画局計画推進課に提出する。</p> <p>(1) 過年度事前評価対象地区 過年度事前評価対象地区の事業採択結果一覧表 (2) 上記(1)のうち事業費に1/2以上の増減（ただし、増は10億円未満に限る。） 又は10億円以上の減が生じた地区 事業費大幅変更地区一覧表</p>	
<p>9 意見反映 各部局は、評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）委員の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする。</p>	<p>9 意見反映 各部局は、評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）委員の意見を聴取するなど、学識経験を有する者の知見の活用に努めるものとする</p>	
<p>10 留意事項 (1) 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。 (2) 一次政策評価の実施後において、内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部計画局計画推進課と協議すること。</p>	<p>10 留意事項 (1) 評価調書等の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述となるよう努めること。 (2) 一次政策評価の実施後において、内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに総合政策部計画局計画推進課と協議すること。</p>	
<p>11 その他 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>11 その他 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	

令和5年度公共事業（大規模等）事前評価における二次政策評価の実施方針（案） 【令和4年度との対比表】

令和5年度	令和4年度	備 考
<p>1 趣 旨 道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、令和5年度公共事業（大規模等）事前評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>1 趣 旨 道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から、令和4年度公共事業（大規模等）事前評価において二次政策評価を実施するため、北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第8条第2項の規定に基づき、二次政策評価の実施に関する事項を定める。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>2 評価の対象 評価の対象は、各部署が令和5年度（大規模等）事前評価における一次政策評価を実施した事業採択等予定地区とする。</p>	<p>2 評価の対象 評価の対象は、各部署が事前評価を行った公共事業の事業採択等予定地区とする。</p>	<p>・一次政策評価の実施を追記</p>
<p>3 評価の方法</p> <p>(1) 評価の視点 令和5年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針の「5 評価の視点」の他、二次政策評価等検討チームで定める事項。</p> <p>(2) 実施方法 上記(1)の評価の視点から全ての評価対象地区の点検・検証を実施するものとし、一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。 ア 課題や問題点がある地区は次のいずれかに該当する評価対象地区とする。 ⑦ 事業の必要性が十分でないもの ⑧ 緊急性・優先性が十分でないもの ⑨ 地域の事業環境が十分に整っていないもの ⑩ 事業の妥当性が十分でないもの ⑪ (7)～(10)以外で、上記(1)の視点から特に必要と認めるもの イ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。</p>	<p>3 評価の方法</p> <p>(1) 評価の視点 令和4年度公共事業（大規模等）事前評価における一次政策評価の実施方針の「5 評価の視点」の他、二次政策評価等検討チームで定める事項。</p> <p>(2) 実施方法 上記(1)の評価の視点から全ての評価対象地区の点検・検証を実施するものとし、一次政策評価の状況を踏まえ、課題や問題点が認められた地区について、二次政策評価等検討チームによる重点的な点検・検証を行う。 ア 課題や問題点がある地区は次のいずれかに該当する評価対象地区とする。 ⑦ 事業の必要性が十分でないもの ⑧ 緊急性・優先性が十分でないもの ⑨ 地域の事業環境が十分に整っていないもの ⑩ 事業の妥当性が十分でないもの ⑪ (7)～(10)以外で、上記(1)の視点から特に必要と認めるもの イ 二次政策評価等検討チームについて必要な事項は別に定める。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>4 意見反映 知事は、二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するものとする。</p>	<p>4 意見反映 知事は、二次政策評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会公共事業評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するものとする。</p>	
<p>5 二次政策評価結果の決定 知事は、各部署が作成した様式3等により評価調書（別紙様式）を作成し、専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部署へ通知する。</p>	<p>5 二次政策評価結果の決定 知事は、各部署が作成した様式3等により評価調書（別紙様式）を作成し、専門委員会の意見を踏まえ、必要に応じて意見を付して各部署へ通知する。</p>	
<p>6 二次政策評価結果の反映 各部署は、二次政策評価の結果について、国費予算要望等を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。</p>	<p>6 二次政策評価結果の反映 各部署は、二次政策評価の結果について、国費予算要望等を含めた事業の進め方に適切に反映させるものとする。</p>	
<p>7 その他 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>7 その他 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	

調書番号		基準年月日	
所管部		作成責任者	
		担当係	

I 基本事項							
事業種別							
ふりがな 地区名						市町村名	
事業期間	採択		完了		総事業費	百万円	
負担割合	国		道		市町村	その他	—
		0		0		0	—
事業目的 ・目標	【アウトカム】 等						
事業概要							
工事費内訳							(百万円)
	計						0
総合計画での 位置付け	総合計画 の体系	大項目	中項目	小項目	施策名		
特定分野別 計画での 位置づけ	施策目標						
	関連する 指標						

II 評価

1. 必要性			
2. 適切性			
3. 代替案の検討			
4. 緊急性・優先性			
5. 環境への影響・配慮			
6. 妥当性	根拠法令等		
	その他		
	【地域の意向】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>文言修正 旧: 地域の動向・意向 新: 地域の意向</p> </div>	
	【事業関係手続】		
7. 事業効果	経済効果の内訳 (百万円)	費用の内訳 (百万円)	B/C
			#DIV/0!
			純経済価値(B-C)
			経済的内部収益率(EIRR)
	合計 (B)	0	合計 (C)
	【備考】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>純経済価値(B-C)、経済的内部収益率(EIRR)の各欄を追加 (国のマニュアルにおいて評価指標とされている、若しくは参考値とされている場合に記入)</p> </div>	
8. 事業特性による特記事項	【協議・調整状況】		
	【その他】		

III 今後の対処方針

対処方針			
	a: 要望を行うことは妥当 b: 要望に当たって検討を要する c: 要望を行うことは妥当でない		